

3 年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」という。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、四国厚生支局が実施しています。

（１）機構の収納職員及び徴収職員の認可

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」という。）の収納事務については「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については「徴収職員」が行っています。

収納職員及び徴収職員は機構理事長が任命しますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部から各年金事務所等に配置する収納職員及び徴収職員について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

令和5年度における収納職員等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可人数
収納職員	31
徴収職員	35

（２）機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分）及び各年金事務所（緊急分及び随時分）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構本部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは事業の廃止や破産等で急を要するため機構四国地域部を経由して各年金事務所から個別に認可申請されるもの、「随時分」とは会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で各年金事務所から個別に認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和5年度における滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
滞納処分等（通常分）	31,536
滞納処分等（緊急分）	6
滞納処分等（随時分）	86
計	31,628

③実施結果

機構が実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめ、翌月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

令和5年度における確認結果は、次のとおりです。

区分		報告件数
実施結果	突 合	3,384
	不突合	0
	計	3,384
差押等の 執行状況	完 納	406
	分 割 納 付	266
	処分続行中	2,712
	計	3,384

※「突合」は認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合、「不突合」は認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合の件数。

（3）機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは従業員等からの情報提供等により年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和5年度における立入検査等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
立入検査等（通常分）	21,659
立入検査等（緊急分）	100
計	21,759

③実施結果

機構が実施した立入検査等については、機構四国地域部で認可後1年（認可有効期限）経過した時点の各年金事務所分を取りまとめ、認可有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では適正に事業所の調査が実施されているかの確認を行っています。

令和5年度における確認結果（令和4年度中の認可に関するもの）は、次のとおりです。

区分		報告件数
立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	4,262
	指摘無の事業所	8,160
	行方不明の事業所	63
	計	12,485
未実施の事業所		7,194
計		19,679

（4）機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは障害の状態を診断させる調査など年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和5年度における受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
受給権者等調査（通常分）	6
受給権者等調査（緊急分）	0
計	6

③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で各年金事務所分を取りまとめ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

令和5年度における確認結果は、次のとおりです。

区分	報告件数
受給権者等調査認可件数	6
受給権者等調査実施件数	4
受給権者等調査未実施件数	2
計	6

(5) 厚生年金保険料等の納付猶予の許可

①業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請（通常分及び災害分）があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

※「通常分」とは「通常の納付猶予」及び「届出が遅延した場合の納付猶予」で、機構四国地域部より随時猶予申請されるもの、「災害分」とは「災害による納付の猶予」で、機構四国地域部より毎月一定の時期を定めて猶予申請されるものをいう。

②業務実績

令和5年度における厚生年金保険料等の納付猶予の許可実績は、次のとおりです。

許可内容	許可件数
納付猶予（通常分）	0
納付猶予（災害分）	0
計	0

(6) 機構が行う保険料等の収納確認

①業務概要

四国厚生支局（年金管理課の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課の指定された官職の職員が機構事務センターに赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

(7) 国民年金事務費交付金等の審査

①業務概要

国民年金事業等の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金等の事務の一部を委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が国民年金事務費交付金等として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が実施する法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、被保険者などへのサービス向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ 法定受託事務とは・・・

国民年金法の規定により市町村が実施する国民年金被保険者の資格取得や資格喪失、種別変更等の届書の受理に関する事務

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務以外に被保険者などへのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される、資格取得時における保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務等に関する事務

②業務実績

令和5年度における交付実績は、次のとおりです。

【法定受託事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	153,104	80,877	72,227
香川県 (市町村数17)	154,326	85,693	68,633
愛媛県 (市町村数20)	244,759	140,895	103,864
高知県 (市町村数34)	150,386	75,228	75,158
計 (市町村数95)	702,575	382,693	319,882

【協力・連携事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	19,335	7,069	12,266
香川県 (市町村数17)	35,712	12,739	22,973
愛媛県 (市町村数20)	50,730	23,284	27,446
高知県 (市町村数34)	16,449	6,408	10,041
計 (市町村数95)	122,226	49,500	72,726

※「概算交付額」とは年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額、「精算交付額」とは年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

(8) 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査

①業務概要

年金生活者支援給付金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業と同様に、市町村へ年金生活者支援給付金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局が年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金として資金交付を行っています。

この交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、受給者などへのサービス向上を図る観点から厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される事務に必要な経費に対して交付するものがあります。

四国厚生支局では、事業の円滑な実施のため、管内の市町村と連携し、交付申請書や各種報告書の審査などにあたっています。

◆ 法定受託事務とは・・・

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定により市町村が実施する年金生活者支援給付金の支給に関する、各種認定請求書の受理、機構への受給資格者の所得情報の提供等に関する事務

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務以外に受給者などへのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力・連携のもとに実施される、制度周知、制度・手続に関する相談、機構との合意により行われる各種情報の提供等に関する事務

②業務実績

令和5年度における交付実績は、次のとおりです。

【交付決定額】

(単位：千円)

県名	交付決定額	法定受託事務	協力・連携事務	特別事情分
徳島県 (市町村数24)	2,112	1,822	290	0
香川県 (市町村数15)	1,528	1,294	234	0
愛媛県 (市町村数19)	3,476	3,006	470	0
高知県 (市町村数29)	2,162	1,861	301	0
計 (市町村数87)	9,278	7,983	1,295	0

※「特別事情分」とはシステム改修に要した経費に対して交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

(9) 健康保険事務指定市町村に関する交付金の審査

①業務概要

日雇特例被保険者^{*}に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

四国厚生支局では、四国厚生支局管内7事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書などの内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

※ 日雇特例被保険者とは、健康保険法第3条第2項に規定のある、適用事業所に使用される日雇労働者のことです。日雇特例被保険者の保険者は全国健康保険協会ですが、指定市町村に居住している日雇特例被保険者は、居住地の役所（役場）にて日雇特例被保険者手帳の交付など一部の手続きができます。

②業務実績

令和5年度における交付実績は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付	
			手帳交付等件数	金額（円）
徳島県	6	4	7	646
高知県	1	0	0	0
計	7	4	7	646

※香川県及び愛媛県には事務指定市町村はありません。

(10) 社会保険労務士に関する業務

○業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査

- ・ 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
 - ・ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
 - ・ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
 - ・ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
 - ・ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
 - ・ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等
- 令和6年3月末現在における社会保険労務士会会員数及び法人数は、次のとおりです。

県名	会員数（人）					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	119	15	19	24	177	9
香川県	193	24	48	19	284	13
愛媛県	241	39	52	34	366	27
高知県	116	14	42	18	190	9
計	669	92	161	95	1,017	58

（11）年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行っています。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成25年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を行っています。

（参考）

- 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。
 - ・ 機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
 - ・ 機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
 - ・ 機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
 - ・ 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
 - ・ 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動
- 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。
- 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

②業務実績

令和6年3月末現在における年金委員数は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	590	58	1,545
	徳島南	697		
	阿波半田	200		
香川県	高松西	878	162	3,015
	高松東	1,037		
	善通寺	938		
愛媛県	松山西	747	140	2,839
	松山東	470		
	新居浜	625		
	今 治	452		
	宇和島	405		
高知県	高知東	421	43	1,370
	高知西	450		
	南 国	249		
	幡 多	207		
計		8,366	403	8,769

令和5年度における年金委員功労者厚生労働大臣表彰は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
徳島県	阿波半田	1	職域型
香川県	高松東	1	職域型
	善通寺	1	職域型
愛媛県	松山西	1	職域型
高知県	南 国	1	職域型
計		5	

(12) 学生納付特例事務法人の指定及び監督

①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
- ・学生納付特例事務法人への改善命令
- ・学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

令和5年度は、毎年11月の「ねんきん月間」に合わせ10月に管内276校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を行っています。令和6年3月末現在における学生納付特例事務法人数は、次のとおりです。

県名	事務法人		事務取扱教育施設
	法人	指定校	
徳島県	2	2	1
香川県	6	6	1
愛媛県	7	10	0
高知県	9	11	4
計	24	29	6

※「事務法人」の「指定校」は法人が設立する大学、専門学校等であり、「事務取扱教育施設」とは国又は地方公共団体が設置する県立学校等である。

(13) 保険料納付確認団体の指定及び監督

○業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

(14) 機構との協力・連携

①業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

- 機構との事務打合せ会の実施
- 地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加
- 地域年金展開事業の実施に関する協力・連携（管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付、管内の大学等に対する「年金セミナー」開催の要請）